

坂戸市

デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画

(坂戸市 ICT 推進アクションプラン・坂戸市官民データ活用推進計画)

【令和 5 年度～令和 9 年度】

令和 5 年 3 月

坂 戸 市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
	(1) ICT の利用動向	1
	(2) 国、県の動向	4
2	本市の現状と課題	5
	(1) 本市のこれまでの取組	5
	(2) 本市の現状	6
	(3) 本市の課題	11

第 2 章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本方針	14
2	計画の位置付け	16
3	計画の期間	17

第 3 章 施策の推進

1	計画の体系	18
2	個別施策の推進	19
	I 最先端の ICT の活用	19
	II 行政手続等のデジタル化への対応	22
	III 行政データの有効活用	26
	IV 情報処理システムの適切な運用と低コスト化の推進	28
	V デジタルデバイド対策の推進	32
	VI 情報セキュリティ対策の推進	34

第 4 章 DX の推進

1	推進体制	36
	(1) DX 推進体制	36
	(2) 計画の推進体制	37
2	進行管理	38

第 5 章 資料編

1	用語解説	39
---	------	----

文中に「*」を付してある用語については、
第 5 章資料編に「用語解説」があります。

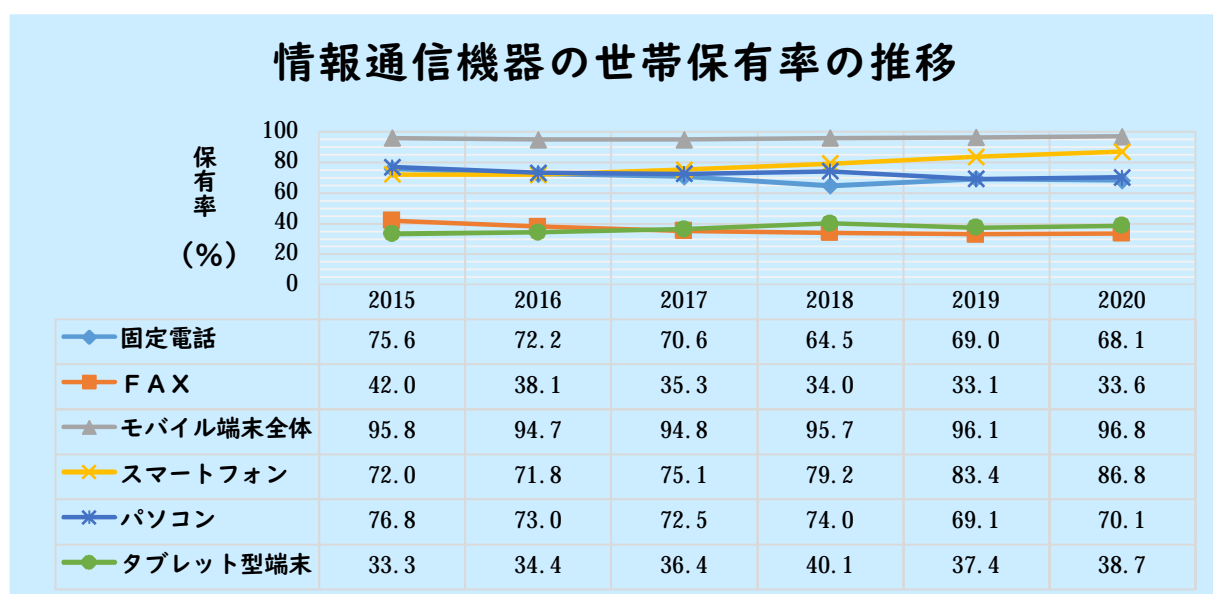
第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) ICT*の利用動向

① 情報通信機器の世帯保有率の推移

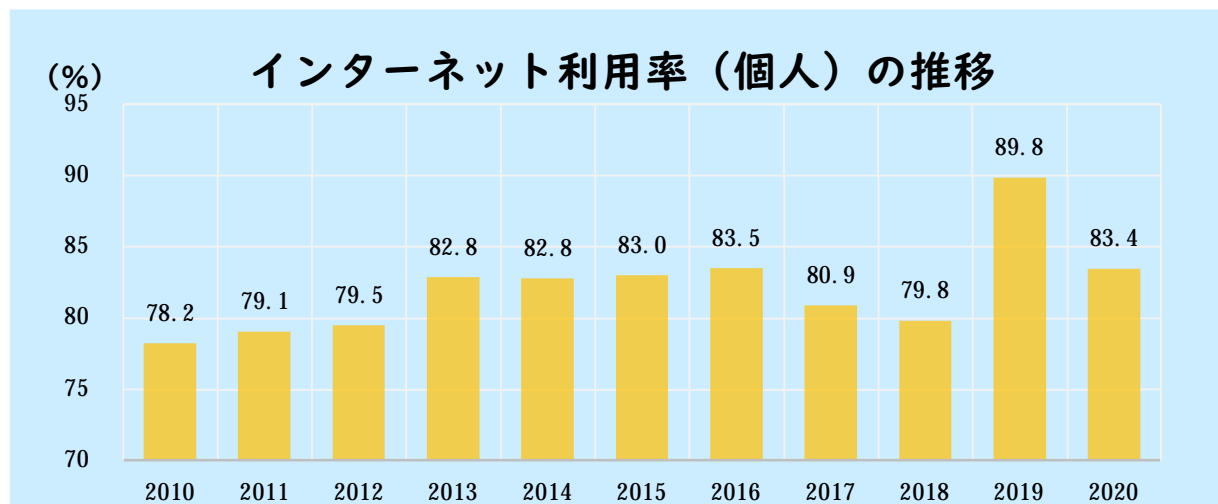
デジタルを活用する際に必要となるインターネットなどに接続するための端末について、令和2年（2020年）の情報通信機器の世帯保有率は、「モバイル端末全体」で96.8%であり、その内数である「スマートフォン」は86.8%、パソコンは70.1%となっています。



（出典）総務省「令和3年版 情報通信白書」より引用

② インターネット利用率（個人）

令和2年（2020年）の国内でのインターネット利用率（個人）は、83.4%であり、10年前の利用率から5.2%の伸びとなっています。

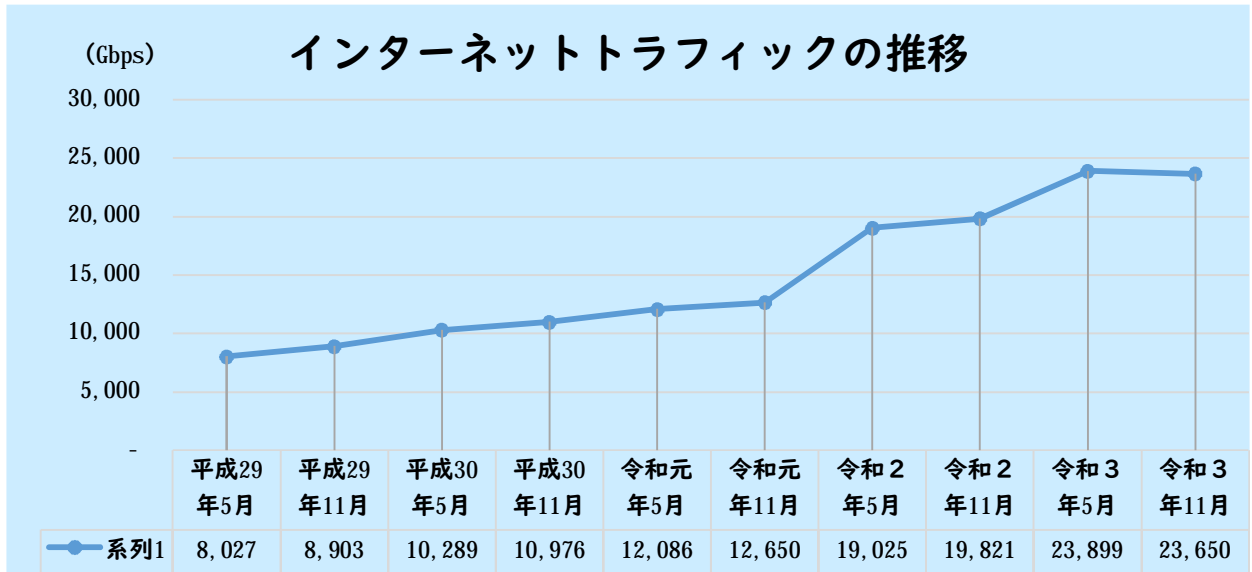


（出典）総務省「令和3年版 情報通信白書」より引用

③ インターネットトラフィックの推移

固定系ブロードバンド契約者の総ダウンロードトラフィック（推定値）

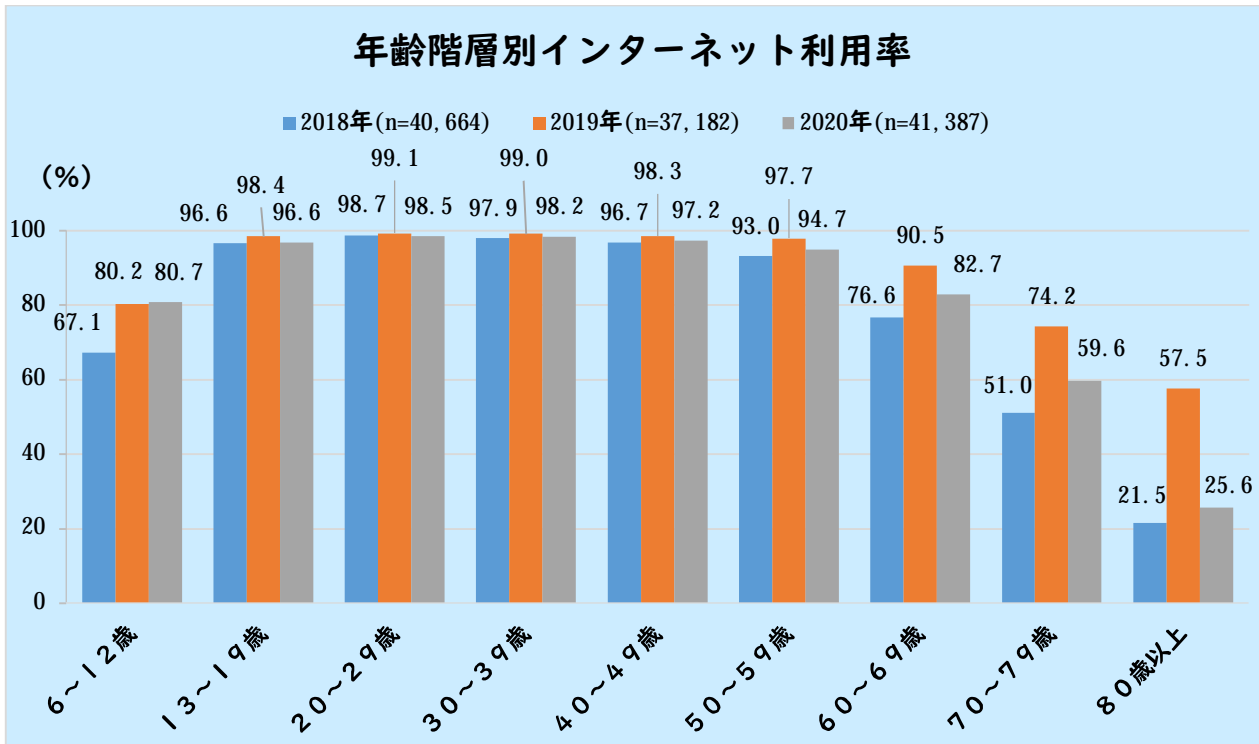
新型コロナウイルス感染症の感染拡大直前の令和元年（2019年）11月から令和3年（2021年）11月までの2年間に約2倍に増加しました。



（出典）総務省（2022）「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計結果（2021年11月）データより引用

④ 年齢階層別インターネット利用率

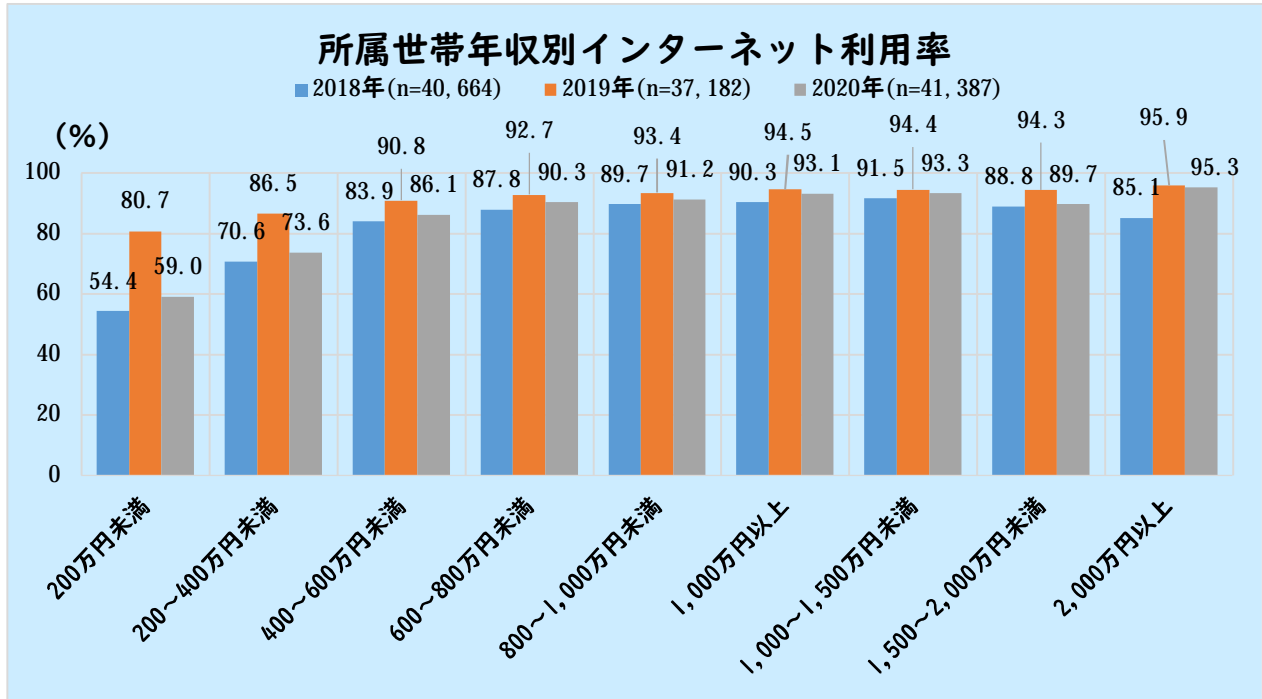
令和元年（2019年）、令和2年（2020年）と6歳以上70歳未満では利用率が80%以上となっていますが、70歳以上では利用率が大きく減少しています。



（出典）総務省「令和3年版 情報通信白書」より引用

⑤ 所属世帯年収別インターネット利用率

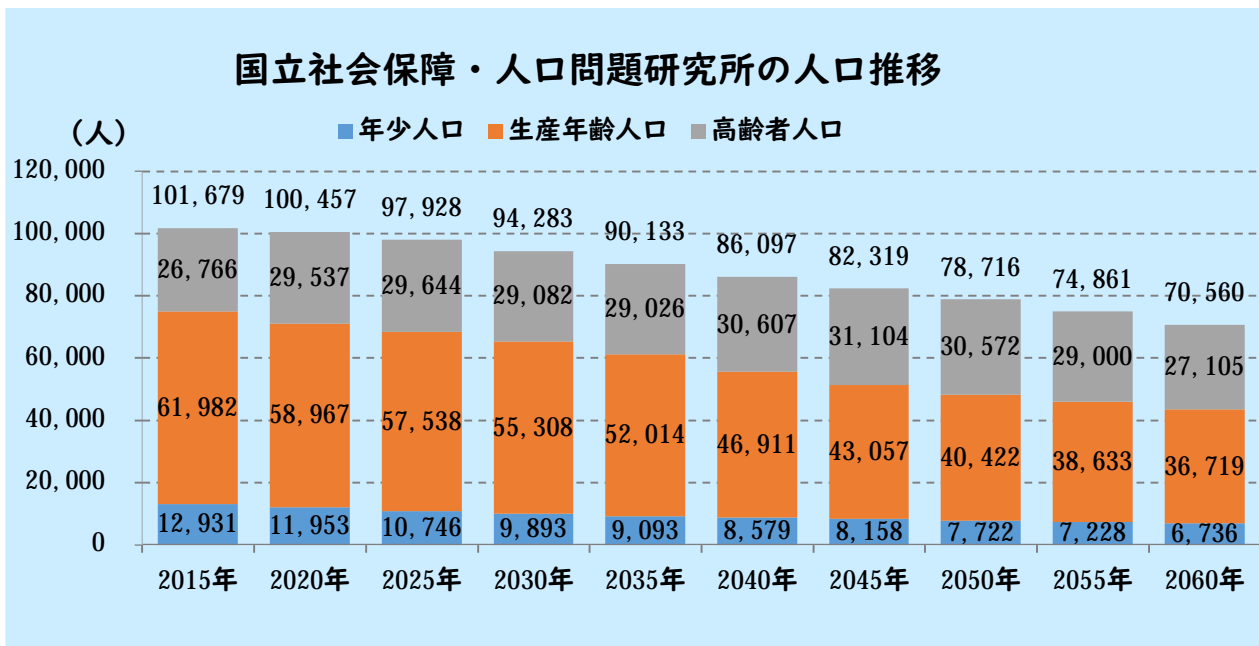
令和元年（2019年）の利用率では、すべての世帯年収で80%以上を超えているものの、令和2年（2020年）では年収400万円未満で80%を下回る結果となっています。



(出典) 総務省「令和3年版 情報通信白書」より引用

⑥ 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計

本市における国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成30年公表分）の状況では、年少人口、生産者人口において減少傾向にある一方、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化が進むことが予想されます。



(出典) 「日本の将来推計人口（平成30年度公表）」（国立社会保障・人口問題研究所）より引用

(2) 国、県の動向

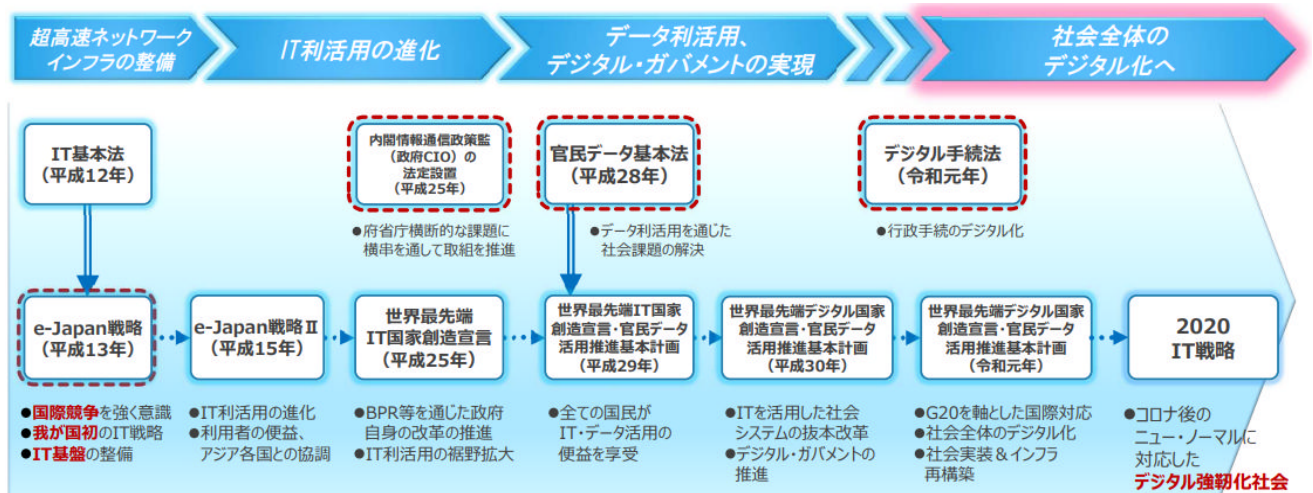
① 国のデジタル化に向けた動きと社会的背景

我が国のIT政策は、平成12年に制定された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。）に基づき、政府のIT戦略本部による平成13年の「e-Japan戦略」以来、累次にわたって計画が策定され、計画に沿って関連法も整備されてきました。

こうした方針等を踏まえ、令和元年5月24日「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」いわゆる「デジタル手続法」が成立し、デジタル化の3原則を法律上明らかにした上で、国の行政手続のオンライン化を「原則」とし、添付書類を省略するための規定等が整備されました。しかしながら、デジタル手続法成立後、新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなり、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革してゆく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の必要性が求められています。

こうした中、令和2年12月25日閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、デジタル社会の目指すビジョンや、「デジタル・ガバメント実行計画」で自治体が取り組むべき多くの施策を示し、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体で着実に進めていくこととした「自治体DX推進計画」が策定されました。その後、令和4年6月7日閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「デジタル田園都市国家構想基本方針」を踏まえ「自治体DX推進計画【第2.0版】」として改定されました。

このような状況を踏まえ、本市においても、国が掲げるビジョンや実行計画に基づき推進体制を整備するとともにDXを着実に実施するため、令和2年3月に策定した「坂戸市デジタル行政推進計画」を見直し「坂戸市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に名称を変更することとしました。



(出典) デジタル改革関連法案ワーキンググループ (第1回) (令 2.10.15) 資料2より抜粋

② 県のデジタル化に向けた動き

一方で埼玉県では、令和3年3月に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」が策定されました。本計画はデジタル化による県民サービス、事業者サービスの向上と行政事務のデジタル化の実現を目的とした3年間の推進計画となっています。

2 本市の現状と課題

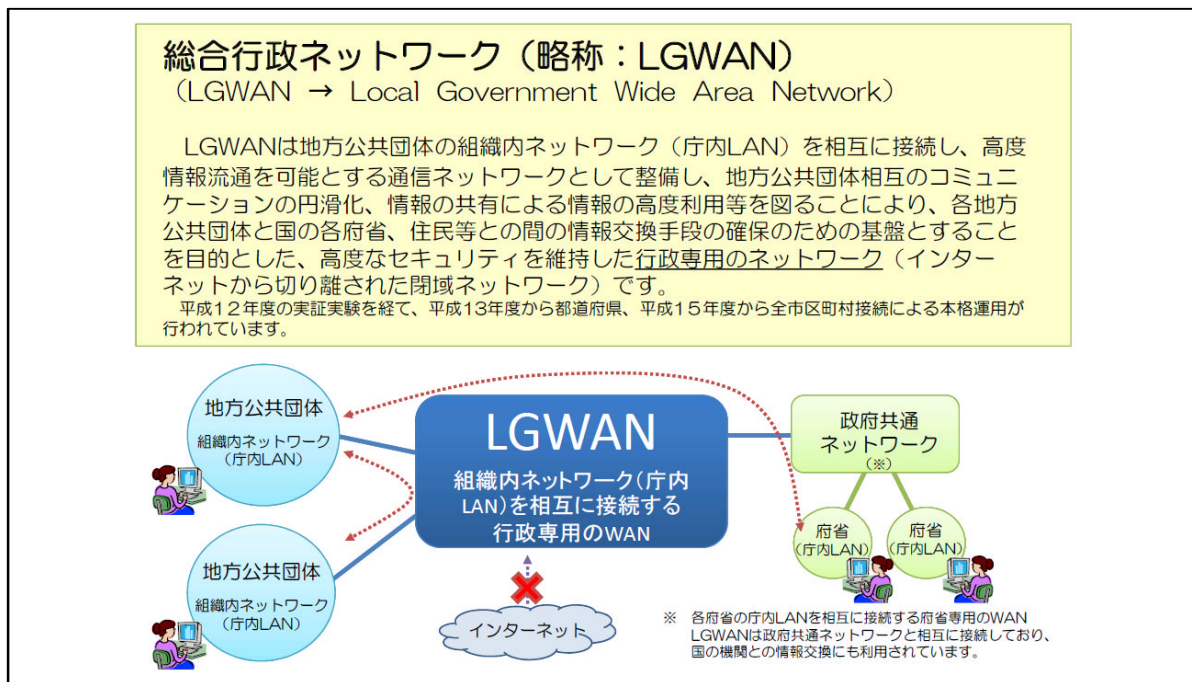
(1) 本市のこれまでの取組

本市では、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）」に基づき策定された「e-Japan 戦略」を勘案して、本市の情報化施策を取りまとめた「坂戸市 IT 推進アクションプラン」を平成 15 年 2 月に策定しました。

坂戸市 IT 推進アクションプランでは、ICT の飛躍的な進展による便益を市民サービスに活かせるよう、坂戸市の公式ホームページの充実や申請書様式のダウンロードサービスの開始、庁内の事務の効率化を図るための総合行政ネットワーク（略称 LGWAN）の整備、統合型地理情報システム（GIS*）の整備などを位置付けました。

その後、住民記録や税、福祉等の基幹系業務に係る情報処理システムを民間のデータセンターとオンラインで結合した「電子計算組織アウトソーシング*サービス」として平成 16 年 7 月から順次開始するとともに、インターネットを通じて行政手続ができる「電子申請システム」の導入を図りました。また、平成 27 年 10 月に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法に基づき、庁内ネットワークを「マイナンバーを扱う基幹系業務」と「一般行政事務」、「インターネットを活用する業務」の 3 層からなるネットワークに分離を図るなど、セキュリティ強化にも努めてきました。

昨今では、災害対策や情報通信機器等を活用できる方とそうでない方の中で生じるデジタルデバイド対策の一環として、市役所 1 階に来庁者用に公衆無線 LAN*を令和元年 8 月に稼働させるとともに、国の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」にも示されている AI*（人工知能）やロボティクスなどの最先端の ICT の活用を図る一環として、AI チャットボット*による市民問合せ対応サービスを同年 8 月に稼働させるなど、更なる ICT の活用を進めています。



出典：地方公共団体情報システム機構

(2) 本市の現状

情報処理システム等の運用状況

本市では、高度情報化の進展を背景に事務の効率化を図るため、平成9年6月に庁内に45台(1課1台)のパソコンを配備し、同年10月にはパソコンをネットワークで接続する庁内LANの運用を開始しました。平成14年10月には、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の高度利用等を図ることを目的に、高度なセキュリティが確保された総合行政ネットワークに接続し、府省専用の政府共通ネットワーク*との相互接続を開始するとともに、平成15年10月には本庁職員に一人1台のパソコンの配備を実現させ、事務の効率化を進めました。令和2年5月にはRPA・AI-OCRを運用開始し、業務の自動化による効率化を進めました。

また、庁内の情報処理システムの統合的な運用を図るための取組として、平成16年7月には、市民窓口に係る住民記録や税、福祉等の基幹系業務の「電子計算組織アウトソーシングサービス」を開始し、業務の効率化を実現しました。令和2年1月には、これら基幹系業務のシステム更改を進め、窓口で市民の待ち時間の縮減などを図る機能を搭載した新たな業務システムの稼働を開始しました。

さらに、市民向けのサービスとして、平成27年1月には、公共施設空き状況確認システムを稼働させ、それを更に発展させた公共施設予約システムを平成30年1月に稼働させました。令和2年3月には、地理情報の一般公開を機能として搭載した、統合型地理情報システムの更改を進め、同7月に、「公開型地理情報システムe-マップさかど」を稼働し、地図情報の公開を行ないました。また、令和2年10月にコンビニ交付サービスの開始、令和3年1月にかんたん窓口証明書発行サービスを開始し、市民の利便性の向上を図るなど、ICTを活用して市民サービスの向上を図っています。

坂戸市の主なデジタル関連施策

年 月	内 容
平成 9 年 6 月	庁内各課にパソコン導入
10 月	庁内 LAN 運用開始
平成 10 年 10 月	庁内ポータルサイト（グループウェア*）運用開始
平成 14 年 10 月	総合行政ネットワーク（LGWAN）運用開始
平成 15 年 2 月	坂戸市 IT 推進アクションプラン策定
平成 15 年 5 月	坂戸市情報セキュリティ体制に関する規程制定
平成 15 年 10 月	庁内 LAN 運用拡張（職員 1 人 1 台を実現）
平成 16 年 7 月	電子計算組織アウトソーシングサービス業務運用開始（データセンターと結合）し、順次業務システムを拡大していく
平成 18 年 6 月	坂戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定
6 月	市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則制定
平成 18 年 8 月	電子申請システム運用開始
平成 20 年 1 月	坂戸市情報処理システム管理運用規程制定
平成 24 年 1 月	第二期電子計算組織アウトソーシングサービス業務運用開始
平成 27 年 1 月	公共施設空き状況確認システム運用開始
3 月	統合型地理情報システム運用開始
12 月	坂戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定
12 月	坂戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則制定
平成 28 年 3 月	坂戸市 ICT 推進アクションプラン 2016 策定
平成 29 年 1 月	庁内ネットワークの 3 層分離（基幹系、LGWAN 系、インターネット系）
平成 29 年 11 月	マイナンバー制度情報連携本運用開始
平成 30 年 1 月	公共施設予約システム運用開始
平成 31 年 1 月	庁内ネットワークの無線化運用開始
令和 元年 7 月	公衆無線 LAN を庁舎 1 階に配備
8 月	AI チャットボットの運用開始
令和 2 年 1 月	基幹系業務システム運用開始（新たなデータセンターへの切り替え結合）
3 月	統合型地理情報システムの更改運用開始（公開型地理情報システム搭載）
3 月	坂戸市デジタル行政推進計画策定
5 月	多言語音声翻訳機の運用開始
5 月	RPA・AI-OCR 運用開始
7 月	公開型地理情報システム運用開始 e-マップさかど
10 月	コンビニ交付サービス運用開始
令和 3 年 1 月	かんたん窓口サービス（証明発行機能）運用開始
2 月	テレワークシステム実証実験開始
7 月	音声テキスト化システムの運用開始
令和 4 年 3 月	坂戸市デジタル行政の推進に関する規程制定
3 月	坂戸市情報セキュリティ体制に関する規程改正

坂戸市の情報処理システムの運用状況（令和4年12月現在）

業務システム名	課名等	備考
まちづくり応援寄附金業務システム	政策企画課	
役職員台帳システム	秘書課	基幹系
公会計システム	財政課	
財務会計システム	財政課	
契約管理システム	財政課	
電子入札システム	財政課	
ホームページシステム	広報広聴課	
宛名管理システム	情報政策課	基幹系
番号制度対応システム	情報政策課	基幹系
電子申請システム	情報政策課	
公共施設予約システム	情報政策課	
入退室管理システム	情報政策課	
統合型地理情報システム	情報政策課	GIS
公開型地理情報システム	情報政策課	GIS
グループウェアシステム	情報政策課	
ファイル転送システム	情報政策課	
選挙人名簿システム	庶務課	基幹系
国民投票投票人名簿システム	庶務課	基幹系
裁判員候補者予定者名簿システム	庶務課	基幹系
選挙管理システム	庶務課	
例規システム	庶務課	
職員参集システム	防災安全課	
避難行動要支援者支援システム	防災安全課	GIS
防災情報システム	防災安全課	
発令判断・防災情報システム	防災安全課	
坂戸市気象観測・河川監視システム	防災安全課	
坂戸市防災アプリ	防災安全課	
安全・安心メール配信サービス	防災安全課	
人事給与システム	職員課	
個人住民税システム	課税課	基幹系
申告受付システム	課税課	基幹系
法人住民税システム	課税課	基幹系
軽自動車税システム	課税課	基幹系
固定資産税管理システム	課税課	基幹系
固定資産管理システム	課税課	GIS

電子申告システム	課税課	
家屋評価システム	課税課	
収納・滞納管理システム	納税課	基幹系
バス現在位置情報検索システム	交通対策課	GIS
住民記録システム	市民課	基幹系
印鑑登録システム	市民課	基幹系
住民基本台帳ネットワークシステム	市民課	基幹系
公的個人認証システム	市民課	基幹系
戸籍管理システム	市民課	基幹系
戸籍副本システム	市民課	
国民年金システム	市民課	基幹系
住居表示システム	市民課	GIS
広告表示機能を有する番号案内システム	市民課	
マイナンバーカードオンライン申請補助システム	市民課	
コンビニ交付システム	市民課・課税課	基幹系
住民記録連携システム	市民課・情報政策課	GIS
国民健康保険システム	健康保険課	基幹系
後期高齢者医療システム	健康保険課	基幹系
国保総合システム	健康保険課	
国保情報集約システム	健康保険課	
埼玉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	健康保険課	
児童手当システム	こども支援課	基幹系
児童扶養手当・特別児童扶養手当システム	こども支援課	基幹系
こども医療・ひとり親医療システム	こども支援課	基幹系
子ども子育て支援システム	保育課	基幹系
健康管理システム	市民健康センター	基幹系
生活保護システム	福祉総務課	基幹系
地域支え合いマップシステム	福祉総務課	GIS
生活保護等版レセプト管理クラウドサービス	福祉総務課	
介護保険・介護保険認定審査会システム	高齢者福祉課	基幹系
障害手当システム	障害者福祉課	基幹系
障害福祉システム	障害者福祉課	基幹系
自立支援システム	障害者福祉課	基幹系
重度障害者システム	障害者福祉課	基幹系
障害福祉サービス等請求審査・集計システム	障害者福祉課	
畜犬管理システム	環境政策課	基幹系
ごみ集積所管理システム	廃棄物対策課	GIS

■□第1章 計画の策定にあたって□■

坂戸ごみ分別アプリ	廃棄物対策課	
都市計画情報管理システム	都市計画課	GIS
窓口対応支援システム	都市計画課	GIS
指定道路図管理システム	住宅政策課	GIS
空き家管理システム	住宅政策課	GIS
建築行政共用データベースシステム	住宅政策課	
道路管理システム	維持管理課	GIS
土木積算システム	道路河川課	
会議録検索システム	議会事務局	
農家台帳システム	農業委員会	
幼稚園就園奨励費・幼稚園管理台帳システム	教育総務課	基幹系
学校給食システム	教育総務課	
学校給食費軽減システム	教育総務課	
学齢簿システム	学校教育課	基幹系
就学援助システム	学校教育課	基幹系
統合型校務システム	学校教育課	
図書館電算システム	図書館	

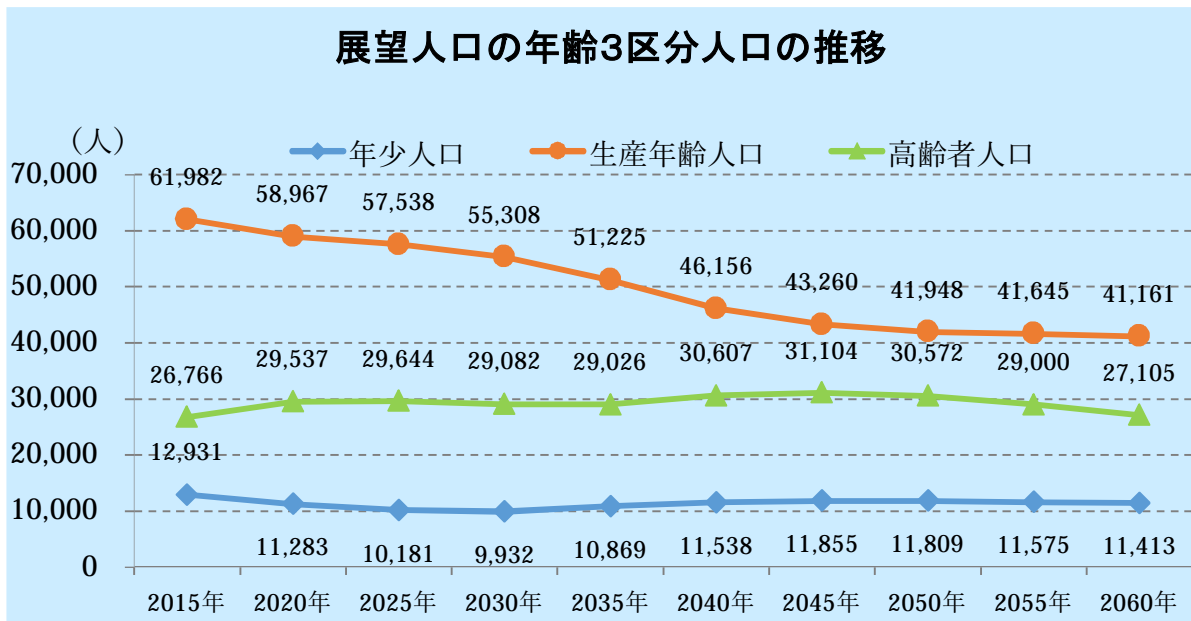
※すべての情報処理システムが記載されているものではありません。

※基幹系及び GIS の各システムは情報政策課が主体となって契約・運用を進めています。

(3) 本市の課題

① スマート自治体への転換

令和2年3月に策定した「第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における本市の人口ビジョンでは、人口減少期に突入し、生産年齢人口の減少により、市内経済や地域のコミュニティ、福祉の担い手の不足などの影響が生じることを予想しています。そのような将来的な見通しの中、職員数の確保が今後厳しくなっていくことが考えられ、総務省が設置した「自治体戦略2040 構想研究会」が平成30年7月にまとめた第二次報告で示されているように、現在の半数の職員でも行政サービスの維持が可能な体制への構築として、最先端のICTを活用した「スマート自治体への転換」を進めていく必要があります。



(出典) 第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略より引用

② 行政手続等のデジタル化への対応

市ホームページの閲覧数がこの5年で倍増し、公共施設の空き状況もシステムへの訪問数が導入4年で5倍になるなど、市民の行政機関へのアクセス手段としてインターネットの活用度が増してきています。また、市ホームページへの訪問者の環境で見ると、スマートフォン等のモバイル端末が平成27年度にパソコンを上回ってから年々増加しており、平成30年度には全体の55.5%の方にまで達しています。

このように市民生活の中にICTの活用は深く浸透してきており、令和元年5月に成立した「デジタル手続法*」の施行に伴い、今後、行政手続のデジタル化への対応がますます求められていくことが予想されます。また、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることが想定された取組が国策として進められており、本市においても行政手続等のデジタル化を見据えた情報通信基盤の整備やその体制づくりを進めていく必要があります。

③ 行政データの有効活用

平成28年12月に制定された「官民データ活用推進基本法」に基づき、国や地方自治体のみならず事業者等のデータを共有財産として、データを効果的に活用することで、社会課題の解決を図ろうとする取組が進められつつあります。現在、本市では、各部署で保有しているデータを組織全体で共有・活用するとともに、埼玉県オープンデータ*ポータルサイトにおいて、データの一般公開（オープンデータ）を進めているところです。

今後もまちの活性化を図るため、行政データの内部利用はもとより、個人情報の保護に配慮しながら、民間活力を活かす取組として一般公開を進めていく必要があります。

④ 情報処理システムの低コスト化

行政サービスの利便性の向上や業務の効率化を進めていくためには、これまで以上にICTを活用した取組を進めていく必要があります。しかしながら、ICTは、すべての業務に効果的に当てはまるものでもなく、特に情報処理システム等を導入する際には、費用面はもとより、その機能性や効果等を見極めながら進めていくことが求められています。

本市では、住民記録や税、福祉で運用している基幹系業務システムにおいて、民間のデータセンターを活用してシステムを運用するクラウドコンピューティング*（クラウド）により、システムの運用経費の削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務の継続性の確保に努めています。今後は、自治体で情報処理システムを共同利用するガバメントクラウドの利用促進を図るなど、情報処理システムの一層の低コスト化に向けた取組を進めていく必要があります。

⑤ デジタルディバイド対策

総務省が公表した「令和元年度情報通信白書」によると、インターネットの利用率は、60歳以降、または世帯年収が低くなると減少する傾向にあります。ICTの飛躍的な進展は、市民の暮らしや仕事など、社会のあらゆる場面で大きな変革をもたらしている一方で、年齢、身体的な状況、収入、その他の要因により、情報通信機器等を利用できる方とそうでない方との間で情報格差（デジタルディバイド）が生じています。今後は、情報格差の是正に向け、地域社会のデジタル化を進めていく必要があります。

⑥ 情報セキュリティ対策

国や地方自治体等の特定個人情報等の監視、監督を行っている「個人情報保護委員会」の令和3年度報告によると、特定個人情報の漏えい等の事案は170件あり、その多くは書類及び電子メールの誤送付、不正アクセスによるものでありました。本市では、これまで「サイバーセキュリティ基本法」に基づき、「情報セキュリティポリシー」及び「坂戸市情報セキュリティ体制に関する規程」を定め、情報セキュリティ運営委員会等の組織体制の構築や、情報通信機器の整備、コンピュータサーバールームへの監視装置の設置、全職員に対する情報セキュリティ研修の実施を義務付けるなどの対策を講じてきました。

個人情報などの機密情報は、いったん漏えいすると特定の個人に対して重大な被害をもたらす、組織にとって深刻な問題となる恐れがあることから、今後においても、引き続きセキュリティ対策の強化に努めていく必要があります。

⑦ 情報処理システムの標準化・共通化

本市を含め多くの自治体が導入している情報システムは、独自に調達や開発等を行っており、システムの維持管理や制度改正による改修など、個別に対応しなければならず大きな負担となっています。

国は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」を制定し、自治体における情報システムの標準化を進めることとしていますが、情報システムの標準化・共通化には、基幹系情報処理システム全体の再構築が必要となり、検討開始から運用に至るまでには一定の期間を要することとなります。

このため、本市においても全庁的・横断的な推進体制を整え、基幹系情報処理システムの調査や、スケジュールの策定を計画的に実施する必要があります。

⑧ デジタル人材の確保・育成

自治体のデジタル化の推進を図るためには、ICTの知見を持った上で、各業務の実情に則して技術の導入や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが課題となっています。

情報政策部門の職員のみを対象とした人材育成ではなく、全職員を対象とした人材育成を実施し、デジタルに関する知識、スキルのレベルや経験、職位等に応じた体系的できめ細かな人材育成と研修の実施が必要となっています。

また、デジタル技術に関する高度な知識や経験を有する外部人材の確保や連携のあり方についての検討も同時に行う必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

基本方針Ⅰ 最先端のICT*の活用

今後見込まれる人口減少に伴う労働人口の減少は大きな課題であり、本市においても現状より少ない職員数で行政サービスが維持できる体制を構築していく必要があります。そのため、AI*(人工知能)やロボティクス*などの最先端の技術を活用した業務改善を進めていきます。

基本方針Ⅱ 行政手続等のデジタル化への対応

国において行政手続のデジタル化やマイナンバーカード*の普及策を積極的に進めていることを踏まえ、本市においても市民サービスの向上を図る観点から、行政手続等のデジタル化を見据えた情報通信基盤の整備や新たなサービスの導入等を進めていきます。

基本方針Ⅲ 行政データの有効活用

埼玉県オープンデータポータルサイト*を活用し、本市でもデータの一般公開（オープンデータ*）を進めていますが、今後は、行政データの内部利用はもとより、更なる一般公開を進めることで、民間活力を促し、地域課題の自発的な解消等につなげることで、地域の活性化を図っていきます。

基本方針Ⅳ 情報処理システムの適切な運用と低コスト化の推進

本市では、住民記録や税、福祉で運用している基幹系業務システムにおいて、民間のデータセンターを活用してシステムを運用するクラウドコンピューティング*（クラウド）により、システムの運用経費の削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務の継続性の確保を図っています。今後は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準仕様を満たした情報システムの導入を図ることにより、情報処理システムの一層の低コスト化等に向けた取組を推進していきます。また、デジタルに関する知識、スキルのレベルや経験、職位等に応じた体系的できめ細かな人材育成を図っていきます。

基本方針V デジタルディバイド*対策の推進

年齢、身体的な状況、収入、その他の要因により、インターネットやスマートフォン*などの情報通信機器を容易に利用できる方とそうでない方との間で生じる情報格差（デジタルディバイド）に配慮するため、市の情報を様々な角度から入手できるよう地域社会のデジタル化を進めていきます。

基本方針VI 情報セキュリティ*対策の推進

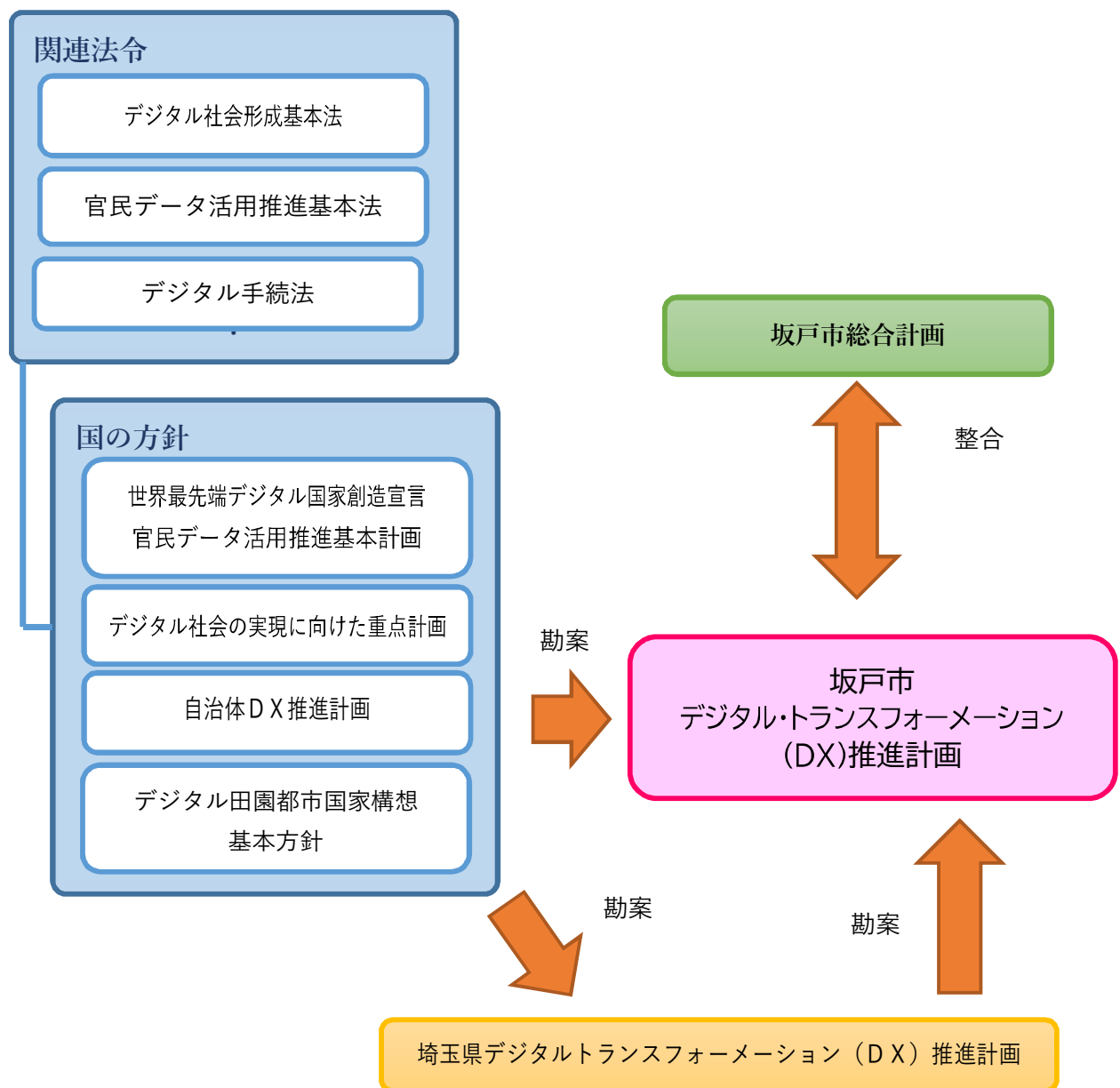
ICTの利活用が飛躍的に進む中、国や地方自治体、民間事業者等の組織を標的としたサイバー攻撃*がますます巧妙化する傾向にあります。個人情報などの機密情報は、いったん漏えいすると特定の個人に対して重大な被害をもたらす、組織にとって深刻な問題となる恐れがあるため、更なるセキュリティ対策の強化に努めていきます。

2 計画の位置付け

本計画は、令和5年を始期とする第7次坂戸市総合計画における安定した持続可能な行政運営を行うための「坂戸市 ICT 推進アクションプラン」、及び官民データ活用推進基本法の規定に基づく「市町村官民データ活用推進計画」として、デジタル化を推進するための基本計画として定めます。

本計画の推進に当たっては、市の最上位計画である「坂戸市総合計画」との整合性を図るとともに、法律や国の方針等を踏まえ、地域の実情に応じて、更なる市民サービスの向上や業務改善等に努めていくものとします。

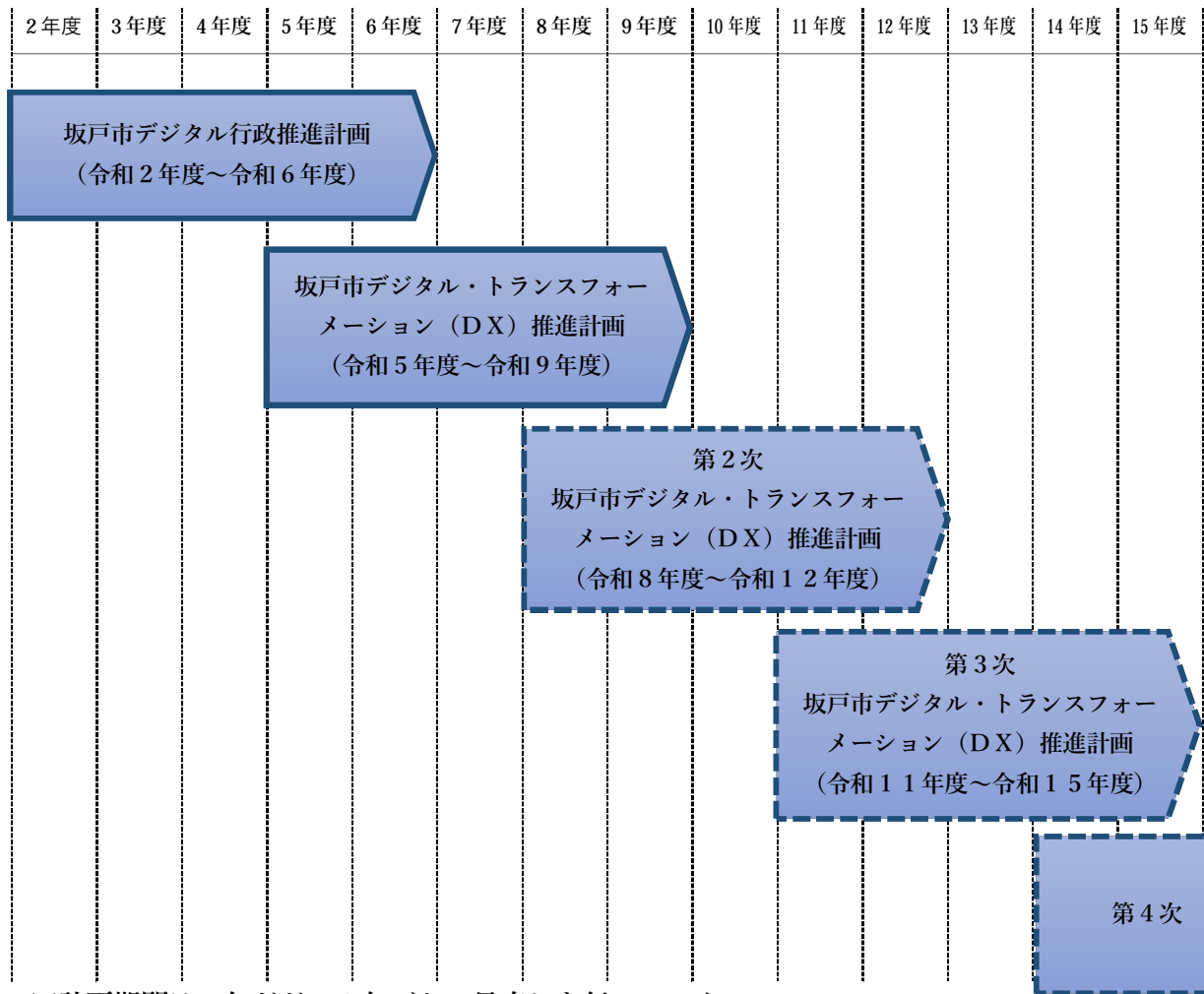
坂戸市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度の5年間とします。なお、デジタル化・ICTは加速度的に進展していることに鑑み、3年ごとに見直しを行っていくものとします。

坂戸市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の策定イメージ



※計画期間は5年だが、3年ごとに見直しを行っていく

第3章 施策の推進

1 計画の体系

計画の基本方針	施策の方向性
I 最先端の ICT*の活用	①BPR*（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）（業務の再構築）の推進
	②AI*（人工知能）技術の活用
	③RPA*（ロボティック・プロセス・オートメーション）技術の活用
	④ICT を活用した窓口業務の改善
	⑤IoT*（モノのインターネット）実装による地域課題の解決の実現
II 行政手続等のデジタル化への対応	①マイナンバーカード*の活用
	②電子申請手続の利用促進
	③公共施設予約システムの充実
III 行政データの有効活用	①オープンデータ*の拡充
	②地理情報システムの活用
	③行政データの政策立案への活用促進
IV 情報処理システムの適切な運用と低コスト化の推進	①業務のデジタル化、ペーパーレス化の促進
	②情報処理システム構築における民間サービスの活用促進
	③標準仕様に準拠したシステムの利用推進
	④他団体との情報処理システムの共同利用の推進
	⑤デジタル人材の確保・育成
V デジタルディバイド*対策の推進	①公衆無線 LAN*の整備
	②ホームページ等を活用した情報発信
VI 情報セキュリティ*対策の推進	①情報セキュリティ体制の運用
	②情報セキュリティ基盤の整備

2 個別施策の推進

基本方針 I 最先端の ICT の活用

今後見込まれる人口減少に伴う労働人口の減少は大きな課題であり、本市においても現状より少ない職員数で行政サービスが維持できる体制を構築していく必要があります。そのため、AI(人工知能)やロボティクス*などの最先端の技術を活用した業務改善を進めていきます。

施策の方向性	個別施策	取組の主な効果				所管課
		市民サービスの向上	業務の効率化	人為的ミスの防止	行政コストの削減	
①BPR（業務の再構築）の推進	業務棚卸の推進	○	◎	◎	○	政策企画課
	システム標準化・共通化に対応した業務改善	◎	◎	○	○	情報政策課・各課
	AIを活用した職員業務実態の分析・可視化		◎			政策企画課・情報政策課・各課
②AI（人工知能）技術の活用	AIチャットボット*による市民問合せ対応サービスの運用	◎	◎	○	◎	情報政策課・広報広聴課
	AIチャットボットによる職員向け問合せ対応システムの導入		◎		○	情報政策課・各課
	AI-OCR*(光学文字認識)技術の活用		◎	○	◎	情報政策課
	多言語音声翻訳技術の拡充	◎	◎			情報政策課・各課
③RPA（ロボティクス・プロセス・オートメーション）技術の活用	RPA技術を活用した業務自動化の推進	○	◎	◎	◎	情報政策課・各課
④ICTを活用した窓口業務の改善	簡単窓口システムの拡充	◎	◎		◎	情報政策課・各課
⑤IoT（モノのインターネット）実装による地域課題の解決の実現	IoT技術の活用	◎	◎			防災安全課・各課

① BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）（業務の再構築）の推進

●業務棚卸の推進【政策企画課】

各課の業務の洗い出し作業を行い、業務内容の可視化を図り、ICT の活用や業務委託などによる業務改善につなげるための基礎資料の作成を進めます。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	実施	⇒	⇒	⇒
成果目標	R6年度までに業務の可視化を全庁的に進めます				

●システム標準化・共通化に対応した業務改善【情報政策課・各課】

住民記録や税、福祉等で運用している基幹系業務システムの標準システムへの更改に併せ、標準仕様に基づく作業フローに沿ったBPRを行い、業務の効率化を進めます。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	⇒	導入・運用	運用	⇒
成果目標	改善業務数：R7年度 20業務				

●AIを活用した職員業務実態の分析・可視化【政策企画課・情報政策課・各課】

部署ごとに作業ログを一定期間取得し、AIを利用した分析を行い業務の偏りや反復作業などをデータ化し、BPRを補完させ、業務の効率化を進めます。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	⇒	検証	⇒	導入・運用
成果目標	R9年度の導入に向けて検討を進めます				

② AI（人工知能）技術の活用

●AIチャットボットによる市民問合せ対応サービスの運用【情報政策課・広報広聴課】

市民がパソコンやスマートフォン*を使って、入力した質問を対話形式によりAIが該当するホームページに導く「AI問合せ対応サービス提供システム」を運用し、サービスの向上を図っていきます。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	更改・運用	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	AI問合せ対応件数：R6年度 100,000件/年				

●AIチャットボットによる職員向け問合せ対応システムの導入【情報政策課】

庁内職員から電話で受けている問合せに対し、AIによる自動回答システムを導入することにより、業務の効率化を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	導入	運用	⇒	⇒
成果目標	R6年度の導入に向けて検討を進めます				

●AI-OCR（光学文字認識）技術の活用【情報政策課】

紙媒体による申請書や資料などの文字情報をデジタル情報に変換できる AI-OCR 技術の導入を図ることにより、コンピュータ入力作業の省力化や紙資料の保存スペースの削減を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	AI-OCR 技術の導入を進め、事務の省力化・効率化を進めます				

●多言語音声翻訳技術の拡充【情報政策課・各課】

増加する外国籍市民とのコミュニケーションを円滑に進めるため、多言語音声翻訳機を運用し、窓口や相談業務等で活用を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	機器を運用し、外国籍市民とのコミュニケーションの円滑化を図ります				

③ RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）技術の活用

●RPA 技術を活用した業務自動化の推進【情報政策課・各課】

コンピュータへの入力など、比較的単純な繰り返し作業を人に代わってコンピュータ上のソフトウェアロボットに行わせる技術である RPA の導入を図り、業務の自動化、省力化及び人為的ミスの防止を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	RPA 導入業務数：R5 年度 19 業務 R9 年度 30 業務				

④ ICT を活用した窓口業務の改善

●簡単窓口システムの拡充【情報政策課・各課】

手書きによる申請受付に代わって、マイナンバーカードを活用した申請受付の電子化を図り、市民の行政手続きの利便性の向上を図るとともに、事務の効率化を進めます。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	拡充・運用	運用	⇒	⇒	⇒
成果目標	各窓口における待ち時間の削減を図ります				

⑤ IoT（モノのインターネット）実装による地域課題の解決の実現

●IoT 技術の活用【防災安全課・各課】

国が提示する IoT 地域実装モデル等の活用を図るなど、機器をインターネットに接続する IoT の実装を進めることで地域課題解決につながる取組について導入・検討を進めます。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	IoT 実装システム R5 年度 1 システム ⇒拡充				

基本方針Ⅱ 行政手続等のデジタル化への対応

国において行政手続のデジタル化やマイナンバーカードの普及策を積極的に進めていることを踏まえ、本市においても市民サービスの向上を図る観点から、行政手続等のデジタル化を見据えた情報通信基盤の整備や新たなサービスの開発等を進めていきます。

施策の方向性	個別施策	取組の主な効果				所管課
		市民サービスの向上	業務の効率化	人為的ミスの防止	行政コストの削減	
①マイナンバーカードの活用	マイナンバーカードの普及促進	◎	◎	○	◎	市民課
	コンビニエンスストアにおける証明書等の交付サービスの拡充	◎	◎	○	◎	情報政策課・市民課・課税課
	マイキープラットフォーム*を活用したサービスの開発	◎	◎	○	◎	政策企画課・情報政策課
	マイナンバーカード申請サポートの実施	◎	○			市民課
	マイナポータル設定支援	◎	○			市民課・健康保険課
	ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る申請のオンライン化	○	◎			政策企画課
②電子申請手続の利用促進	電子申請手続の受付業務数の拡大	◎	◎	○	◎	情報政策課
	キャッシュレス決済の導入	◎	○			政策企画課・会計課・各課
	共通納税システムの推進	◎	○			納税課・高齢者福祉課・健康保険課
③公共施設予約システムの充実	公共施設予約システム対応施設の拡充	◎	○		○	情報政策課

① マイナンバーカードの活用

●マイナンバーカードの普及促進【市民課】

国が推進しているマイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現に向けて、市民サービスの向上や業務効率化を図る観点から、マイナンバーカードの普及を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	普及	⇒	⇒	⇒	⇒
成果想定	マイナンバーカード交付枚数：R5年度 90,800枚 ⇒R6年度 99,920枚				

●コンビニエンスストアにおける証明書等の交付サービスの拡充【情報政策課・市民課・課税課】

コンビニエンスストアにおいて、住民票の写しや税証明書等の交付サービスを実施することにより、市民サービスの向上を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	⇒	拡充	⇒
成果目標	コンビニ交付サービス対応証明書数：R5年度 7種⇒R8年度 8種				

●マイキープラットフォームを活用したサービスの開発【政策企画課・情報政策課】

マイナンバーカードを活用して住民の利便性や地域の活性化を図るため、国が実施するマイナンバーカード1枚で各種サービスが利用可能となるシステムであるマイキープラットフォームを活用した施策を実施します。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	⇒	⇒	導入	⇒
成果目標	マイキープラットフォームを活用したサービス提供業務数：R8年度 1業務				

●マイナンバーカード申請サポートの実施【市民課】

窓口にてマイナンバーカードの申請をサポートする際に、オンライン申請補助端末「マイナ・アシスト*」を活用し、マイナンバーカードの申請補助効率化及び交付率向上等を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	導入・運用	運用	⇒	⇒	⇒
成果目標	マイナンバーカード交付枚数：R5年度 90,800枚 ⇒R6年度 99,920枚				

■□第3章 施策の推進□■

●マイナポータル設定支援【市民課・健康保険課】

マイナポータルから、健康保険証の利用登録などを実施し、申請漏れにより不利益が生じないよう支援を行います。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	健康保険証との連携率 100%				

●ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る申請のオンライン化【政策企画課】

ふるさと納税ワンストップ特例制度の受付業務について、マイナンバーカードを活用したオンライン申請を導入することにより、事務の効率化を図るとともに利用者の利便性の向上を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	導入	運用	⇒	⇒
成果目標	R6年度の導入				

② 電子申請手続の利用促進

●電子申請手続の受付業務数の拡大【情報政策課】

マイナンバー制度の導入に併せて構築された個人ごとのポータルサイト*であるマイナポータル*や埼玉県市町村電子申請システムの電子申請機能を活用した手続き等を拡大し、電子申請の普及率向上を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	更改・運用	⇒	⇒	更改・運用	⇒
成果目標	市民向け電子申請受付業務数：R5年度 36 業務⇒R6年度 40 業務				

●キャッシュレス決済の導入【政策企画課・会計課・各課】

各種証明書交付に係る手数料を取り扱う市民課や課税課、納税課、会計課、各出張所や公共施設等にキャッシュレス決済システムの導入を行います。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	導入・運用	運用	⇒	⇒
成果目標	R6年度にキャッシュレス決済を導入				

●共通納税システムの推進【納税課・健康保険課】

固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割のeLTAX（エルタックス）による納税方法の追加。既存の市税に加え、保険料等の納税通知書にQRコードを印刷し市債権の納入手続の電子化を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	導入・運用	運用	⇒	⇒	⇒
成果目標	QRコード対応：R5年度 5 税目⇒拡充				

③ 公共施設予約システムの充実

●公共施設予約システム対応施設の拡充【情報政策課】

公共施設予約システムに対応した施設を拡充し、更なる市民サービスの向上を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	⇒	⇒	更改・運用
成果目標	R9年度の公共施設予約システムの更改に併せサービスの向上を図ります				

基本方針Ⅲ 行政データの有効活用

埼玉県オープンデータポータルサイトを活用し、本市でもデータの一般公開（オープンデータ）を進めていますが、今後は、行政データの内部利用はもとより、更なる一般公開を進めることで、民間活力を促し、地域課題の自発的な解消等につなげることで、地域の活性化を図っていきます。

施策の方向性	個別施策	取組の主な効果				所管課
		市民サービスの向上	業務の効率化	人為的ミスの防止	行政コストの削減	
① オープンデータの拡充	オープンデータポータルサイトの利用拡大	◎	○			情報政策課・各課
② 地理情報システムの活用	地理情報の一般公開化の促進	◎	○			情報政策課・各課
	バス現在位置情報検索システム（バスロケーションシステム）の拡充	◎	○			交通対策課・情報政策課
③ 行政データの政策立案への活用促進	データ活用等に係る職員研修の実施	◎	○			情報政策課・職員課・各課

① オープンデータの拡充

●オープンデータポータルサイトの利用拡大【情報政策課・各課】

埼玉県オープンデータポータルサイトにおいて観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資するため、これらの分野のオープンデータ化を積極的に推進します。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	拡充	⇒	⇒	⇒
成果目標	オープンデータポータルサイト公開データセット数：R5年度 25件⇒R6年度 30件				

② 地理情報システムの活用

●地理情報の一般公開化の促進【情報政策課・各課】

地理情報のオープンデータ化を進め、民間における地理情報の活用を促進し、市民の利便性の向上と地域経済の活性化を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用開始	⇒	更改・運用	⇒	⇒
成果目標	地理情報オープンデータ公開件数：R5年度 20件⇒R9年度 30件				

●バス現在位置情報検索システム（バスロケーションシステム）の拡充

【交通対策課・情報政策課】

市民バスの現在位置情報検索システムを導入することにより、バスの現在位置の確認や到着時間の予測を可能にすることで、利用者の利便性の向上を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	拡充・運用	⇒	⇒
成果目標	R7年度のシステム更改に併せ利便性の向上を図ります				

③ 行政データの政策立案への活用促進

●データ活用等に係る職員研修の実施【情報政策課・職員課】

データ活用に対する職員向けセミナー等を開催し、職員の情報リテラシー*の向上を図り、各種政策でのデータの活用の促進を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	職員向け研修開催回数：毎年2回以上				

基本方針Ⅳ 情報処理システムの適切な運用と低コスト化の推進

本市では、住民記録や税、福祉で運用している基幹系業務システムにおいて、民間のデータセンターを活用してシステムを運用するクラウドコンピューティング*（クラウド）により、システムの運用経費の削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務の継続性の確保を図っています。今後は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準仕様を満たした情報システムの導入を図ることにより、情報処理システムの一層の低コスト化等に向けた取組を推進していきます。

施策の方向性	個別施策	取組の主な効果				所管課
		市民サービスの向上	業務の効率化	人為的ミスの防止	行政コストの削減	
①業務のデジタル化、ペーパーレス化の促進	文書管理システムの導入		◎	○	◎	庶務課・各課
	電子決裁システムの導入		◎	○		庶務課・各課
	庶務事務システムの導入		◎	○	◎	職員課・各課
	オンライン会議の拡充		◎		○	情報政策課・各課
	リモート窓口の導入	◎	○			情報政策課・各施設
	テレワークの推進		◎		○	職員課・情報政策課
	電子契約の導入		◎			財政課
	備品管理システムの導入		◎	○	○	施設管理課
②情報処理システム構築における民間サービスの利用促進	情報処理システムのクラウドサービスの利用促進		◎		◎	情報政策課・各課
③標準仕様に準拠したシステムの利用推進	国が示した標準仕様を活用したシステムの導入	○	◎		◎	情報政策課・各課
④他団体との情報処理システムの共同利用の推進	ガバメントクラウド*の活用	○	◎		◎	情報政策課・各課
⑤デジタル人材の確保・育成	全庁的なデジタルリテラシーの底上げ		◎		○	情報政策課・各課

① 業務のデジタル化、ペーパーレス化の促進

●文書管理システムの導入【庶務課・各課】

行政文書のデータ管理及び活用を図るため、電子決裁システムや庶務事務システムと連携を図ることができる文書管理システムを導入します。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	導入	運用	⇒	⇒
成果目標	R6年度に文書管理システムを導入				

●電子決裁システムの導入【庶務課・各課】

文書管理システムの導入に併せ、電子決裁システムの導入を行い、業務の効率化を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	導入	運用	⇒	⇒
成果目標	R6年度に電子決裁システムを導入				

●庶務事務システムの導入【職員課・各課】

職員の勤退管理及び休暇等の申請を電子化し、業務の効率化等を目的として、文書管理システムや電子決裁システムと連携を図ることができる庶務事務システムを導入します。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	導入	運用	⇒	⇒
成果目標	R6年度に庶務事務システムを導入				

●オンライン会議の拡充【情報政策課・各課】

会議におけるタブレット端末*等の活用を促進するなど、時間と場所を有効に活用できるオフィス改革を進め、業務の効率化やペーパーレス化を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	⇒	⇒	⇒	導入・運用
成果目標	R9年度に電子会議システムを導入				

●リモート窓口の導入【情報政策課・各施設】

出張所、交流センターに限定せず、高齢者や児童が集う施設、さらには健康に関する施設など、最寄の公共施設で相談等ができるよう環境を整え市民の利便性の向上を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	導入・運用	運用	⇒	⇒
成果目標	リモート窓口対応施設数：R6年度 8施設				

■□第3章 施策の推進□■

●テレワークの推進【職員課・情報政策課】

従来在宅勤務のイメージが多かったが、個人情報を伴わない業務など、決裁権者は文書や出納などの会計手続を出張や外出先で確認し庁舎外でも行えるよう、先進的な取り組み事例を参考に拡充し、業務の効率化を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	拡充・運用	運用	⇒
成果目標	R7年度にテレワーク制度を導入				

●電子契約の導入【財政課】

電子契約を利用することにより契約事務手続きをデジタル化し、利便性の向上及び業務の効率化を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	導入・運用	運用	⇒	⇒	⇒
成果目標	電子契約件数：R5年度 20件⇒R9年度 40件				

●備品管理システムの導入【施設管理課】

備品をシステムで管理することで、ペーパーレス化を図り、システムによる所管替え等を行えるようにすることで、業務の効率化を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	⇒	導入・運用	運用	⇒
成果目標	R7年度に備品管理システムを導入				

② 情報処理システム構築における民間サービスの利用促進

●情報処理システムのクラウドサービスの利用促進【情報政策課・各課】

情報処理システムの構築に当たっては、情報セキュリティの向上や災害時等の業務継続、行政コストの削減を図る観点から、民間のクラウドサービスの利用を促進します。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用・拡充	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	クラウドサービス利用システム数：令和5年度 3件⇒拡充				

③ 標準仕様に準拠したシステムの利用促進

●国が示した標準仕様を活用したシステムの導入【情報政策課・各課】

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準仕様を満たした情報システムの導入を図ることにより、業務システムの効率化やシステムコストの節減を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	導入・運用	運用	⇒
成果目標	R7年度に標準仕様準拠システム20業務を導入				

④ 他団体との情報処理システムの共同利用の推進

●ガバメントクラウドの活用【情報政策課・各課】

国が整備した情報システムの共通的な基盤・機能を提供するクラウドサービスを活用し、情報セキュリティの向上や災害時等の業務継続、行政コストの削減を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	⇒	導入・運用	運用	⇒
成果目標	R7年度の基幹系業務システムの更改時に併せた導入				

⑤ デジタル人材の確保・育成

●全庁的なデジタルリテラシーの底上げ【情報政策課・各課】

自治体がDXで成果をあげるためには、的確な課題と目標を設定し、効率的かつ現実的に実現していく必要があります。そのためデジタル化への先導役として各課にデジタル推進員を位置付け、講習や研修を実施することによりDXの推進を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	DX研修実施回数：毎年1回以上				

基本方針V デジタルディバイド対策の推進

年齢、身体的な状況、収入、その他の要因により、インターネットやスマートフォンなどの情報通信機器を容易に利用できる方とそうでない方との間で生じる情報格差（デジタルディバイド）に配慮するとともに、市の情報を様々な角度から入手できるよう地域社会のデジタル化を進めていきます。

施策の方向性	個別施策	取組の主な効果				所管課
		市民サービスの向上	業務の効率化	人為的ミスの防止	行政コストの削減	
①公衆無線 LAN*の整備	公衆無線 LAN の整備	◎				情報政策課・各施設
②ホームページ等を活用した情報発信	ホームページのアクセシビリティ*（利用しやすさ）の確保	◎				広報広聴課
	SNS*（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）を活用した情報発信	◎				広報広聴課
	防災情報の一元的な管理及び情報発信	◎	○			防災安全課
	デジタル推進委員との連携	◎				情報政策課・各施設
	デジタル回覧板の導入	◎			◎	市民生活課

① 公衆無線 LAN の整備

●公衆無線 LAN の整備【情報政策課・各施設】

誰でも無料で ICT の利用ができる環境の整備を進めるとともに、災害発生時や観光等の地域活性化の観点から、公衆無線 LAN のサービス利用可能施設の充実を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	拡充	運用	⇒	⇒
成果目標	公衆無線 LAN サービス提供施設数：R5年度 1 施設⇒R6年度 8 施設				

② ホームページ等を活用した情報発信

● ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）の確保【広報広聴課】

高齢者や障害者であっても誰もが本市のホームページが利用できるよう、引き続き JIS 規格にあるホームページのアクセシビリティに関する基準に準拠していきます。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	更改、運用	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	ホームページシステムの更改に併せアクセシビリティを更に高めていきます				

● SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信【広報広聴課】

市民が市の様々な情報を入手しやすくなるよう、広報さかど、市ホームページのほか、Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）などの SNS を活用して情報発信に努めるとともに、これらの情報提供サービスの更なる拡充を進めていきます。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	情報提供システム数：R5年度 6システム⇒拡充				

● 防災情報の一元的な管理及び情報発信【防災安全課】

市民だれもが必要な防災情報を入手しやすくなるよう、国等からの各種情報を一元的に管理、収集し、防災行政無線、市ホームページ、SNS 等のメディアに情報発信を行うシステムの導入を行い、市民サービスの向上を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	更改、運用	⇒	⇒
成果目標	防災情報システムの更改に併せ、サービスの拡充を図ります				

● デジタル推進委員との連携【情報政策課・各施設】

デジタル推進委員と連携し、公民館などの公共施設や携帯キャリアにおいてオンライン手続に関する講習会を実施し、デジタル社会の利便性を実感できるよう取組んでいきます。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	実施施設：R5年度 携帯キャリア 3社⇒拡充				

● デジタル回覧板の導入【市民生活課】

新型コロナウイルス感染症の影響で会合やイベントの中止・縮小を余儀なくされており、感染予防を徹底しながらコミュニティ活動の維持運営を図るため、スマートフォンやタブレットを活用した電子回覧板の導入を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	検討	⇒	⇒	⇒	導入・運用
成果目標	R9年度に配信				

基本方針VI 情報セキュリティ対策の推進

ICTの利活用が飛躍的に進む中、国や地方自治体、民間事業者等の組織を標的としたサイバー攻撃*がますます巧妙化する傾向にあります。個人情報などの機密情報は、いったん漏えいすると特定の個人に対して重大な被害をもたらす、組織にとって深刻な問題となる恐れがあるため、更なるセキュリティ対策の強化に努めていきます。

施策の方向性	個別施策	取組の主な効果				所管課
		市民サービスの向上	業務の効率化	人為的ミスの防止	行政コストの削減	
①情報セキュリティ体制の運用	情報セキュリティポリシー*の運用			◎		情報政策課・各課
	情報セキュリティ研修の充実			◎		情報政策課・各課
②情報セキュリティ基盤の整備	庁内ネットワークの安全運用	◎	○	◎		情報政策課・各課
	情報セキュリティが確保された機器の運用			◎	○	情報政策課・各課
	ファイル転送システムの運用		○	◎		情報政策課・各課

① 情報セキュリティ体制の運用

●情報セキュリティポリシーの運用【情報政策課・各課】

ICTの利便性を享受しつつ、情報漏えいなどの危険を防止し、安全・安心な運用を行うため、情報セキュリティポリシーをPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づき運用を進めていきます。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	PDCAサイクルに基づき、情報セキュリティポリシーの運用を行います。				

●情報セキュリティ研修の充実【情報政策課・各課】

人為的なミスによる情報セキュリティ事故を防止するため、研修等を通じて、職員の情報セキュリティ意識の向上や情報リテラシーの向上を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	⇒	⇒	⇒
成果目標	情報セキュリティ研修回数：令和5年度 5回⇒充実				

② 情報セキュリティ基盤の整備

● 庁内ネットワークの安全運用【情報政策課・各課】

すべての業務の基盤となる庁内ネットワークが安全かつ安定的に運用できるよう、ネットワーク基盤の整備、運用を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	更改、運用	運用	⇒	更改、運用	運用
成果目標	庁内ネットワークの年間稼働率：99.9%以上（保守作業時間は除く）				

● 情報セキュリティが確保された機器の運用【情報政策課・各課】

本市で利用している様々な ICT 機器の更改に併せ、更なるセキュリティの向上やコスト節減効果の高い機器を選定し、運用を図ります。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	更改、運用	運用	⇒	更改、運用	運用
成果目標	最先端のセキュリティ技術を取り入れた機器の運用を図ります				

● ファイル転送システムの運用【情報政策課・各課】

庁内情報ネットワークの3層分離（マイナンバー*を扱う基幹系業務・一般行政事務・インターネットを活用する業務）に伴い、ネットワーク間のデータ転送に際し、セキュリティの確保や事務の効率化を図るためのファイル転送システムを適切に運用します。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
方向性	運用	⇒	⇒	⇒	更改、運用
成果目標	ファイル転送システムの更改に併せ、更なるセキュリティの向上を図ります				

第4章 DXの推進

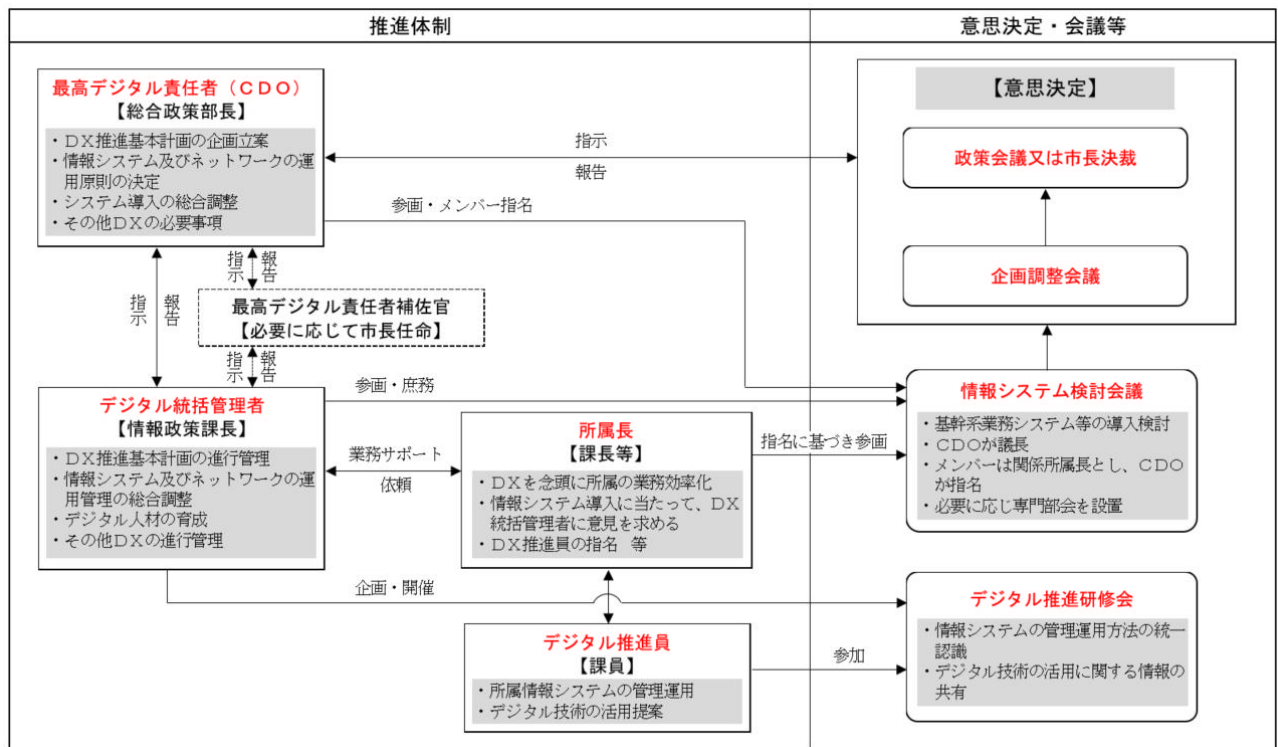
1 推進体制

(1) DX推進体制

総務省が策定した「自治体DX推進計画（令和2年12月）及び「自治体DX推進手順書（令和3年7月）」等に基づき、DXの推進体制の強化を図るため、「坂戸市デジタル行政の推進体制に関する規定（令和4年坂戸市訓令第4号）」を制定しました。

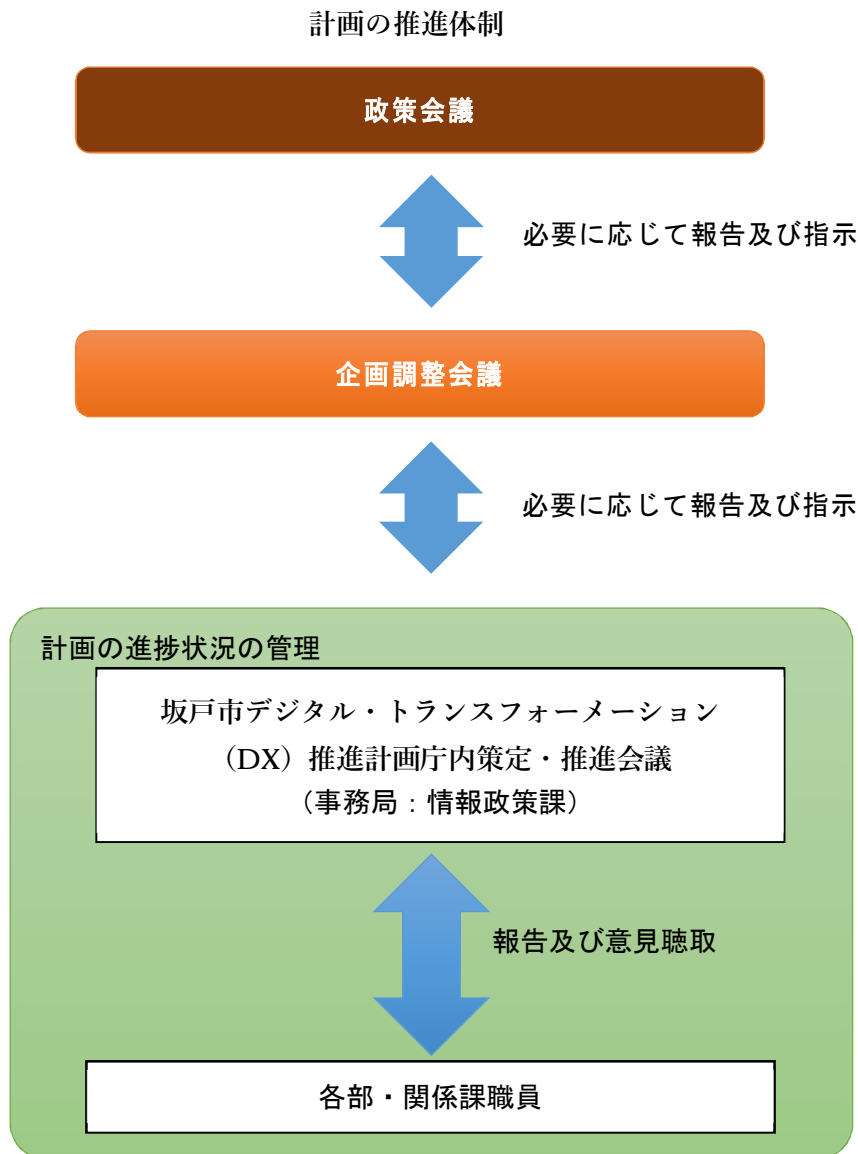
デジタル行政の推進に係る責任者として、最高デジタル責任者（CDO）を配置するとともに、課に、当該課の所掌する事務のデジタル化を推進するため、デジタル推進員を配置しました。また、基幹系業務システム及び全庁的な内部事務系業務システムの導入及び変更に関し、必要に応じて情報システム検討会議を設置し、デジタル化の推進を図ります。

坂戸市デジタル行政推進体制



(2) 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、各部等の関係課職員で構成された「坂戸市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画庁内策定・推進会議」を中心に毎年度計画の進捗状況について確認を行い、必要に応じて政策会議や企画調整会議を通じて進行管理を行っていきます。

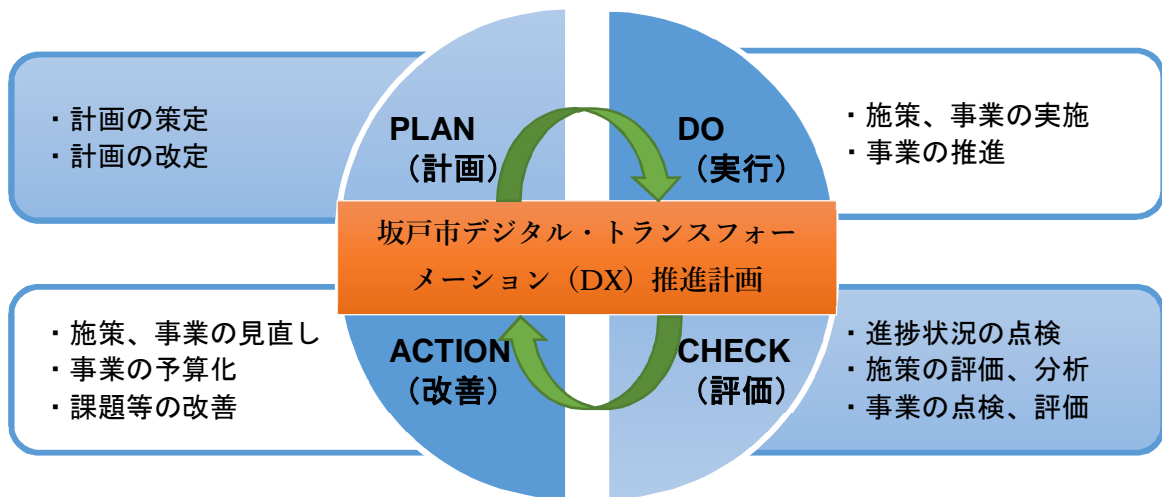


2 進行管理

本計画に位置付けた施策については、計画(PLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)のPDCAサイクルにより進行管理を進めていきます。

また、計画期間は5年ですが、3年ごとに計画の見直しを図りながら、施策の継続・拡大や新規施策の立ち上げについて検討を進めるなど、柔軟な運用を図っていきます。

計画の進行管理



第5章 資料編

1 用語解説

A

■ A I 「Artificial Intelligence (人工知能)」の略

人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。(官民データ基本法第2条第2項)

B

■ B P R 「Business Process Reengineering (業務改革)」の略

既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

G

■ G I S 「Geographic Information System (地理情報システム)」の略

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。

I

■ I C T 「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology: 情報技術)がある。

■ I o T 「Internet of Things (モノのインターネット)」の略

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。

L

■ L A N 「Local Area Network」の略

ケーブルや無線などを使って、同じ建物の中にあるコンピュータや通信機器、プリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。「構内通信網」と訳されることもある。

■□第5章 資料編□■

○

■OCR 「Optical Character Recognition（光学文字認識）」の略

紙媒体による申請書や資料などの文字情報をデジタル情報に変換できる技術

R

■RPA 「Robotic Process Automation（ロボットによる業務自動化）」の略

人がコンピュータを使って行っている比較的単純な繰り返し作業を、人に代わってコンピュータ上のソフトウェアロボットに行わせる技術である。

S

■SNS 「Social Networking Service」の略

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する、会員制のサービスのこと。

あ行

■アウトソーシング 「outsourcing」

企業が業務の一部を別の企業などに委託すること。外注、外製、外部委託、業務委託、社外調達などもほぼ同義。自社で人員を確保するのが困難な高度に専門的な業務や、専門の事業者の方が低コストで処理できるような業務で行われることが多い。

■アクセシビリティ 「accessibility」

使いやすさ、利用しやすさ。技術に依存せず、さまざまな情報端末やソフトウェアから利用できることを目指す。

■オープンデータ 「open data」

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。（「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日 IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定））。

か行

■ガバメントクラウド 「Government-Cloud」

政府及び地方公共団体の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。

■クラウドコンピューティング 「cloud computing」

従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式。

■グループウェア 「groupware」

企業内 LAN を活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。

さ行

■サイバー攻撃

サーバやパソコンなどのコンピュータシステムに対し、ネットワークを通じて破壊活動やデータの窃盗、改ざんなどを行うこと。

■情報セキュリティ 「information security」

情報の機密性、完全性、可用性（システムの壊れにくさ）を維持すること。

■情報セキュリティポリシー 「information security policy」

企業全体の情報セキュリティに関する基本方針。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順などを含む。どの情報を誰が読み取れるようにするか、どの操作を誰に対して許可するか、どのデータを暗号化するかなど、情報の目的外利用や外部からの侵入、機密漏洩などを防止するための方針を定めたもの。

■情報リテラシー 「information literacy」

コンピュータなどの情報機器を操作する上で必要となる知識や能力のこと。

■スマートフォン 「smartphone」

個人携帯用のコンピュータ機能を併せ持った携帯電話。従来の携帯情報端末に携帯電話・通信機能を統合したものと表現されることもある。単に高機能というだけでなく、汎用の OS を搭載し、利用者が後からソフトウェアなどを追加できるようになっている機種を指す場合が多い。“smart”は「賢い」の意。

■政府共通ネットワーク

日本の中央省庁のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークである。

■□第5章 資料編□■

た行

■タブレット端末

コンピュータ製品の分類の一つで、板状の筐体の片面が触れて操作できる液晶画面(タッチパネル)になっており、ほとんどの操作を画面に指を触れて行うタイプの製品のこと。また、そのような製品のうち、スマートフォンと共通の OS やアプリケーションソフトを使用する製品のこと。パソコンと共通の OS などを用いる製品は「タブレット PC」と呼ぶ場合がある。

■地域情報プラットフォーム

自治体が持つ情報システムをはじめとした、地域内外のあらゆる情報システムを全国規模で連携させるための共通基盤。

■チャットボット 「chatbot」

会話「chat」とロボット「bot」を組み合わせた言葉で、パソコンやスマートフォンを使って、入力した質問をコンピュータが人間に代わって対話するシステムのこと。

■デジタルディバイド 「digital divide」

パソコンやインターネットなどの情報通信技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、待遇や貧富、機会の格差。個人間の格差の他に、国家間、地域間の格差を指す場合もある。

■デジタル手続法

正式名称は「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」という。令和元年5月31日公布。

■デジタル・トランスフォーメーション（DX）

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

■テレワーク 「telework」

ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

は行

■ポータルサイト 「portal site」

一般的にはインターネットの入り口となる Web サイトのこと。検索エンジンやリンク集を核として、ニュースや株価などの情報提供サービス、ブラウザから利用できる Web メールサービス、電子掲示板、チャットなど、ユーザーがインターネットで必要とする機能をすべて無料で提供して利用者を増やし、広告や電子商取引仲介サービスなどで収入を得るサイトのこと。

ま行

■マイキープラットフォーム 「Mykey platform」

マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街に係る各種サービス呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤のこと。

■マイナアシスト

マイナンバーカード交付申請書にあるQRコードを読み取り、顔写真を撮影し、地方公共団体情報システム機構に申請データを送信するシステムのこと。

■マイナポータル 「Mynaportal」

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。

■マイナンバー（個人番号） 「My Number」

日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する方には住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。その利用範囲は法令等で限定されており、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。

■マイナンバーカード（個人番号カード） 「My Number Card」

本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。

■モバイル端末

従来は固定して使用した機器だが、技術の進歩により小型化され、人が携帯しながら使用できるような電子機器をいう。

ろ行

■ロボティクス 「Robotics」

ロボットに関する技術を研究する学問でロボット工学を意味する。

■ 5G（第5世代移動通信システム）

「超高速」だけでなく、「多数接続」「超低遅延」といった特徴を持ち、平成 32 年の実現が期待されている次世代の移動通信システムのこと。我が国においても産学官連携の推進団体である「第5世代モバイル推進フォーラム（5GMF）」の設立（平成 26 年 9 月 30 日）、研究開発の推進、国際連携の強化などの取組が進められている。現行 LTE と比べて 100 倍の接続機器数（100 万台/km²）、100 倍の通信速度（10Gbps）などが要求条件とされており、ITU をはじめ、世界各国でも実現に向けた取組が本格化している。

坂戸市
デジタル・トランスフォーメーション
(DX) 推進計画

〔坂戸市 ICT 推進アクションプラン〕
〔坂戸市官民データ活用推進計画〕

【令和 5 年度～令和 9 年度】

発行 坂戸市

編集 坂戸市 総合政策部 情報政策課

埼玉県坂戸市千代田一丁目 1 番 1 号

TEL 049-283-1331